

学会規約の一部改正について

選挙管理委員長 灘岡和夫

<規約改正に至った背景と経緯>

現行の学会第 19 条では、「役員の任期は 2 年とする。ただし引き続きは 4 期を限度とする」とされていますが、この規定により、現評議員（30 名）のうちのサンゴ礁学会設立時からのメンバー（15 名）は、現在の任期終了時（今年 6 月末）に評議員メンバーから外れることとなります。その多くの方は、現在も学会運営上重要な役割を演じておられることから、そのような中心メンバーが、最短でも 1 期 2 年間もの間、評議員メンバーでなくなることは、10thICRS の成功を受けて今後新たな展開を模索していかなければいけない日本サンゴ礁学会の運営にとって大きな制約要因になりかねない、と危惧する声が上がっておりました。また、以下に述べますように、現行規約には、評議員のみならず会長・副会長・各委員長の選出方法に関してもそれぞれ問題があることが判明いたしました。そこで、これらの役員選出に関する学会規定を下記のように改正することが、昨年の総会において承認されました（アンダーライン部分が改正のポイント）。

<役員任期についての改正>

現行： 第 19 条「役員の任期は 2 年とする。ただし引き続きは 4 期を限度とする」改正後：
第 19 条「役員の任期は 2 年とする。ただし引き続きは 2 期を限度とする」

（付則） 改定後の第 19 条は、2005 年度の改選期においては、例外として、それまで 2 期あるいは 3 期連続で評議員であったものに対しては適用しない。2007 年の改選期以降は、例外なく改正後の規約を適用する。

（改正理由）そもそも、現行規定の**最大可能任期 8 年**というのは、他の学会の例を見てもかなり長い任期設定となっている。これは、学会設立後の過渡期での学会運営体制や 10thICRS に向けての準備対応体制を強化するという特殊事情があったのだが、このこのような長期の任期設定は他の学会員の評議員会への参加の制約要因となっている。学会設立後すでに 8 年を経過し 10thICRS も無事終了した現在、このような特殊事情を考慮する必要性はもはやなくなっている。なおこの改正を今年度から適用すると 2003-2004 年度が 1 期目であった評議員のみが留任可能でその人数は 7 名に過ぎないことから、大半の評議員が今回の改選で評議員メンバーから外れることになってしまう。そこで、上記の付則により、この第 19 条に限って、2005 年度の改選期においては過渡的な扱いとして、それまで 2 期あるいは 3 期連続で評議員であったものに対しては適用しないこととした。

<会長・副会長選出方法について>

現行： 第 14 条 2 項「会長は、選挙された評議員の互選による」
第 14 条 3 項「副会長は評議員の中から会長が指名する」
改正後： 第 14 条 2 項「会長は、選挙細則に基づく会員の選挙により通常会員の中から選出する」
第 14 条 3 項「副会長は通常会員の中から会長が指名する」

(改正理由) 会長・副会長として最適な人材が、会長選出時点での評議員メンバーに常にいるとは限らない。

<各委員会委員長選出方法について> (改正理由) 今後、常設委員会の活動に加えて、その時々

現行： 第 17 条 3 項 「会長は評議員会の推薦を受け評議員の中から委員長を任命する 」改
正後： 第 17 条 3 項 「会長は会員の中から委員長を任命する」

の mission に基づいた ad hoc 委員会の設置・運営の重要性が増してくるものと予想されるが、委員長として、その mission に最適な人材が、委員長選出時の評議員メンバーに常にいるとは限らない。

<評議員会構成員について>

現行： 第 16 条 1 項「会長、副会長および評議員は評議員会を構成し、会則の定める会務を審議し議決する」改正後： 第 16 条 1 項「会長、副会長、評議員、各委員会委員長および事務局長は評議員会を構成し、会則の定める会務を審議し議決する」

(改正理由) 上記の 17 条 3 項の改正によって評議員とは限らなくなる各委員会委員長と、もともと評議員に限るとの制約条件はない事務局長は、いずれも学会運営の要の役割を持つことから、評議会構成員とすることを明記する。この改正によって、今年 4 期 8 年の任期を満了して評議員でなくなる主要メンバーに、各委員会委員長および事務局長の形で評議会構成メンバーとして残って頂ける可能性がでてくることになる。